

ニューヨーク州自治体ホームルール法



財団法人自治体国際化協会

訳者解説

この法律は、1964年1月1日に施行され、それまでのニューヨーク州の各自治体法人について、シティホームルール法、ヴィレッジホームルール法、カウンティ法第6条乃至第6条-a、タウン法第51条-aから第51条-fにそれぞれ個別に定められていたホームルールを一本化したものである。前文は6か条、節は59節までであるが、節の欠如が半分近い27に上るため、実際は32節にとどまる。この減少の理由は多分これまでに節が廃止されてきたからだと思われるが、正確なところははっきりせず、今のところ知るよしもない。なお、ニューヨーク州のこの種の法律は、いずれも自らを「本章」(“this chapter”)と呼んでいて、多分地方自治全体の法体系の一環と位置づけているものと思われるが、この翻訳では紛らわしいので全て「本法」と訳すことにした。

このホームルールは、19世紀の最後の4分の1世紀から展開された市政改革運動⁽¹⁾が各州政府から勝ち取った合衆国特有の強力な自主自立のための自前の憲章(“charter”)制定権であり、この国の地方自治を理解するには不可欠のものといえるが、小滝敏之『アメリカの地方自治』(第一法規、2004年)がその沿革、変遷、意義等について詳細かつ適切に論じているので参照されたい(特に第3章第1第2節第5章第1節)。日本でも、敗戦後の民主的改革の重要な一角を占めた地方自治制度の根幹に当初自治体によるこの憲章の自主的制定を意図した動きがあったが、国情に合わないという理由で現行の条例制定に縮減された経緯があった。私たち一部の者が早く主張してきた自治制度の自由選択制がようやく脚光を浴びるようになった今日、この憲章制定の持つ意味は極めて大きく、米国の沿革や実態から学ぶべき点が多々あるように思われる。

ただし、ニューヨーク州に限ってみても、これをさらに体系的に把握するには、各自治体法人に関する法律を併せて参照する必要があるが、当協会では逐次翻訳してホームページで参考に供する予定だが、何しろいずれも本法の数倍のボリュームに上るので長丁場とならざるをえないであろう。また、各地方自治体の自治憲章も参照できればそれに越したことはないので各種自治体法人の大中小別にそれぞれ憲章の原文を集めてみたが、これまたいずれも膨大な内容で、今のところとうてい翻訳は不可能と断念せざるをえなかった。

ところで、本翻訳においても、この州の自治体法人の名称は原語のままとした。この理由は「ニューヨーク州憲法」翻訳(当協会ホームページ掲載)の訳者解説で詳述したとおり日本の郡・市・町・村と性格がそれぞれかなり異なることによるからだが、ここでは説明は繰り返さない。また、原文ではほとんどの文章が「すべきである」「しなければならない」(“shall”)を用いているが、文脈上そのように訳さなければならない最小限の場合を除き、煩雑を避ける意味もあって先に公表した憲法の翻訳同様単なる終止形を用いることにした。ともあれ、実際に日常肌で実感しているわけではないものを翻訳するだけに、どう訳すべきか迷ったことも少なくなく、したがって思い違いや誤りを侵している虞があると思うが、指摘頂ければ訂正することでご容赦願いたい。

2011年8月22日

財団法人自治体国際化協会
比較地方自治研究会会長
成蹊大学名誉教授 佐藤 竺

⁽¹⁾ この市政改革運動については、当協会のホームページに掲載されている「ニューヨーク州憲法」の翻訳の冒頭に掲載した訳者解説で簡単に触れているので参照されたい。

ニューヨーク州自治体ホームルール法

第1条 略称；定義

第1節 略称。

第2節 定義。

第1節 略称。

本法⁽²⁾は「自治体ホームルール法」{Municipal Home Rule Law}⁽³⁾として知られ、引用され及び参照される。

第2節 定義。

本法において使用される場合次の用語は以下のものを意味するか若しくは含む：

1. 「憲章。」{Charter}

特定のカウンティ、シティ若しくはヴィレッジを自治体 {municipal corporation} 若しくは統治体 {body politic} として創設するか乃至は存続させ、且つその法人の諸権限を明確化し、拡大し乃至は制限するか又はその政府体制に影響を及ぼす基本的な諸規定を含む州法若しくは地方法。

2. 「憲章修正。」{Charter amendment}

本法又は州のいずれかの法律乃至憲章の承認を得てこれと同様に提案される新たな憲章若しくは現行憲章の何らかの変更。憲章修正は範囲が限定されず且つ幾らでも対象事項に加えられる。

3. 「書記。」{Clerk}

カウンティの管理者委員会 {board of supervisors} の書記、シティ、タウン若しくはヴィレッジの書記、又はそのような任命制の責任者がいない場合にはそれに相応する職務を果たす吏員⁽⁴⁾。

4. 「公選制最高執行責任者。」{Elective chief executive officer}

カウンティ全域を基盤に公選されるカウンティの主席行政官 {chief executive officer} 又はいない場合は管理者委員会議長、市長乃至ヴィレッジ長又はタウンの管理者であり、こういった責任者は自治体の法令を承認又は拒否する権限を与えられる。

5. 「一般法。」{General law}

諸条件並びに効果の面で全てのカウンティ、完全に一シティの中に包含されるもの⁽⁵⁾以

⁽²⁾原文は“this chapter”(「本章」)だが、訳者解説で説明したとおり他の地方自治関係法律も全て自称にこれを用いているので、「本法」とした。

⁽³⁾以下 {} は参考のため訳者が原文か説明を挿入。

⁽⁴⁾原文の“officer”は日本流に言えば旧制度下の「吏員」に相当する上級職公務員なので、現在は日本では使われないこの用語を充てることにした。但し、先に公表した州憲法の翻訳では「幹部公務員」の訳を当てた。なお、憲法や州法ではこれと区別された下級公務員である「雇員」“employee”の用語が使われている。

⁽⁵⁾ニューヨーク市内の5カウンティだけで自治権はない。

外の全てのカウンティ、全てのシティ、全てのタウン乃至全てのヴィレッジに適用される州法。

6. 「法律。」 {law}

州法、憲章若しくは地方法。

7. 「立法機関。」 {Legislative body}

現在乃至今後州法、憲章乃至はその他の法律により地方法 {local law} ⁽⁶⁾か若しくは条例を発議して採択する管轄権を与えられる管理者委員会、長老評議会 {board of aldermen} ⁽⁷⁾、庶民議会 {common council}、議会 {council}、委員会、タウン委員会、理事会又はその他の公選制統治委員会乃至機関、このような地方法若しくは条例が発効するために公選制主席行政官乃至はその他の吏員乃至機関の承認を必要とするか否かには関わりない。

8. 「地方自治体。」 {Local government}

カウンティ、シティ、タウン若しくはヴィレッジ。

9. 「地方法。」 {Local law}

(a)本法に又は州の法律乃至は憲章のその外の授権に従って地方自治体の立法機関により採択されるか、又は(b)本法第4条に定められたところの若しくは州の法律、憲章乃至は地方法に定められたところの憲章委員会によるか若しくは請願により提案されて住民投票により承認される法律；但し条例、決議又はその他の類似の立法機関の乃至はいずれかのその他の委員会乃至機関の同種の法規は意味しないか若しくは含まない。

10. 「新憲章。」 {New charter}

現行憲章をそっくりそのまま又は本法第36節の小項目4乃至小項目5に定められた方法で置き換えるか若しくは廃止する憲章。

11. 「公法人。」 {Public corporation}

一般法人法の第3節に定義されたところの自治体法人 {municipal corporation}、特別区法人 {district corporation} 又は公益法人 {public benefit corporation}

12. 「特別法。」 {Special law}

諸条件並びに効果の面で全てではなく一つか乃至はそれ以上のカウンティ、完全に一シティの中に包含されるもの以外のカウンティ、シティ、タウン若しくはヴィレッジに適用される州法。

{第3～9節欠如}

(6) 「地方法」 “local law”は憲法でも本法でも、州法として特定の自治体に適用される特別法の一つであるが、州法により州限りの手続で定められるものの外関係自治体の立法機関の採択と住民投票の承認を必要とするものがあり、本法で対象にしているのは後者である。

(7) 建国後しばらくは各州の基礎自治体は連邦や州に倣って議会が二院制を採るところが多かったようで、イギリス同様上院は長老議会、下院は庶民議会としていたが、その後二院制はほとんど姿を消したものの、一部その名称を残しているものと思われる。

第2条 地方法を採択し及び修正する

地方自治体の一般的権限；制限

第10節 地方法を採択し及び修正する地方自治体の一般的権限。

第11節 地方の採択に関する制限。

第10節 地方法を採択し及び修正する地方自治体の一般的権限。

1. 憲法、地方自治体法若しくはその他のいずれかの法律により授与される諸権限に加えて、

(i) 全ての地方自治体は憲法の諸規定に抵触しないか又はその財産、事務乃至統治に関係がある一般法に抵触しない地方法を採択し及び修正する権限を有し、且つ

(ii) 本法に定められるとおり、あらゆる地方自治体は憲法の諸規定に抵触しないか又はこの地方自治体の財産、事務乃至統治に関係があると否とに関わりなく、議会がこの地方自治体の財産、事務乃至統治以外に関係があるこういった地方法の採択を制限している範囲を除き、以下の事項に係る一般法に抵触しない地方法を採択し及び修正する権限を有する：

a. カウンティ、シティ、タウン若しくはヴィレッジ：

(1) その吏員たち及び雇傭員たちの権限、職務、資格、人員、選抜及び罷免方法、任期、俸給、勤務時間、保護、福利及び安全、但しシティ及びタウンがカウンティ吏員としてのその資格を持つカウンティの立法機関のメンバーに関してこういった権限を有しない場合はこの限りでない。

この定めはその自治体の部局の新設若しくは廃絶及びそれらの権限及び職務の規定乃至修正を含むがそれだけには限られない。

(2) シティ、タウン若しくはヴィレッジの場合は、その立法機関の構成員資格及び構成。

(3) その業務の処理。

(4) その債務負担、但しこの地方自治体による負債証書発行による資金調達に関する地方法が州議会⁽⁸⁾により制定される法律に合致している場合はこの限りでない。

(5) 地方自治体に対する賠償請求の公表、確認、処理及び履行。

(6) その高速道路、道路、街路、並木大通り及び不動産の取得、世話、管理及び使用。

(7) 輸送施設の取得及びその所有並びに運営。

(8) 州議会により認められる地方税の並びに地方改良工事のための負担金の賦課及び執行、それらはカウンティ、タウン若しくはヴィレッジの場合には地方非固定資産税に関する地方法は議会により制定される諸法律に抵触してはならない。

(9) 州議会により認められる地方税の並びに地方改良工事のための負担金の徴収、それらはカウンティ、タウン若しくはヴィレッジの場合には州議会により制定される諸法律に抵触してはならない。

⁽⁸⁾原文は“legislature”だが、本法では限定して州議会にだけ用いられている。

- (9-a) 地方自治体の賃料、課徴金、地方税及び料金、科料及びそれらに課する利子の利率、それらと関連がある土地所有権の先取特権並びにそれらに関する賦課金の決定、賦課、徴収及び管理。
- (10) 地方自治体のために勤務、労力若しくはサービスを供給する契約業者乃至下請契約者により雇用される人間の賃金乃至俸給、勤務乃至労働時間、及び保護、福利及び安全。
- (11) 地方自治体の自然及び目に見える環境の保護及び向上。
- (12) 域内の人間若しくは財産の統御、保護、治安、指導、安全、健康及び福利。この定めは職業乃至事業の規制乃至認可を定める地方法を採択する権限を含むがそれだけには限られず、但し以下のことが要件となる：
- (a) この権限のタウンによる行使はヴィレッジ以外のその区域若しくはその中のヴィレッジにだけ関係がある。
- (b) カウンティが特に職業乃至事業を規制し乃至は認可することを認められている場合を除き、カウンティによるこの権限の行使は、いずれかのシティ内のカウンティの区域、ヴィレッジ又はヴィレッジ以外のタウンの区域若しくはタウン内のヴィレッジとは、このシティ、ヴィレッジ若しくはタウンが問題の職業乃至事業を規制し乃至は認可している間は無関係である。
- (13) 地方自治体の立法機関の議員数配分及びこの段落に従って取られるこういった行為に関してのみこの機関の構成及び構成員資格、その構成員の任期、そこから代表が選出される地方自治体の単位乃至その他の区域並びにこの立法機関の個々の構成員の投票権。この段落により授与される権限はいずれかの他の権限を付け加えられてもそれと置き換えられることはなく、この段落の定めは以下の議員数配分計画を採択した地方自治体に対してのみ適用される。
- (a.) この小段落により採択される議員数配分計画は次の基準に従い、それは適用できる範囲でここに述べられる順位で優先権を有する：
- (i) その地方自治体の有権者の全てに対して地方立法機関における代表の配分で実質上同じ重みを用意する。
- (ii) カウンティにより採択されるこの計画では、各代表に対して全体の 110% 以上を有するタウンを除きいかなるタウンも選挙区の形成に当たり分割されることはない。同一タウン若しくはシティ内の隣接選挙区は各代表に対して人口が全体の 5% 以上に大きいものは含まない。
- (iii) 計画は諸政党に組織されている地方自治体の住民に対して実質的に公正且つ有効な代表を用意する。
- (iv) 選挙区は実行可能と併せて簡潔な形の便利な且つ連続する区域でなければならない。
- (b.) この小段落により採択されたカウンティの議員数配分計画はカウンティ内に居住する市長若しくはヴィレッジ長、タウンの管理官若しくはシティ、タウ

ン、若しくはヴィレッジの立法機関の議員たちがカウンティの立法機関の議員に選挙される資格を有することを定めることができる。

- (c.)この小段落で使用される場合「人口」(“population”)は居住者、市民、乃至登録された有権者を意味する。このような議員数配分計画の人口の基数は地方自治体の居住者、市民、乃至登録された有権者の全員に対して同時に行われる公式の人数の勘定から入手できる最新の統計資料を使用しなければならない。

こういった計画は外挿法乃至その他の合理的な方法によりこういった最新の統計資料を選挙区若しくは地方自治体の単位に割り振りできるが、但しこういった割り振りを含む計画はいずれもそれに付録としてその割り振りの詳細な説明を添付していることが要件となる。

- (d.)この小段落により採択されるよう提案される地方法に関する公聴会が本法第20節小段落5により公選制主席行政官の面前でのみ開催される必要がある場合には、立法機関は公聴会がそれに関して主席行政官の面前で開催された後でなければ、一方それに関する公聴会がこの主席行政官の面前で開催される必要がなければ小段落5により定められるところの事前通告をしたうえで、この提案された地方法を採択してはならない。

- (e.)この小段落により採択されるよう提案される地方法は本法第24節小項目2の段落jにより定められた方法でのみの住民投票を必要とするが、但し地方法がいずれかのカウンティの公選制統治機関の形態乃至構成の変更を提案する際には法律の規定が義務的住民投票を要求するそのカウンティでこの地方法が義務的住民投票を必要とする場合はこの限りでない。地方法は計画の主要諸要素の個別の提案（例えば上述(b)項にあるような複数の職の保有、地方自治体の各部分での複式メンバー乃至合成選挙区 {flotal district} ⁽⁹⁾の活用、等々）を認めるように構成できるし、又これらの個別の提案の一つ乃至それ以上が有権者により否認される場合には代案を用意できる。

- (f.)一般法若しくは特別法、又はいずれかの地方法、条例、決議若しくはこれまでに乃至は今後採択されるシティ若しくはカウンティの憲章には抵触しない定めがあっても、いかなる地方自治体も（本法の定め若しくはその他の法律の定めに従って）その立法機関を1970年に始まる各10年に1度以上は構造改革できない；但しこの禁止は現行の計画が最近の国勢調査、有権者、その他の妥当な資料に基づき代表の議決権を配分する場合にはこのような根拠に基づく代表の議決権の重みの定期的な調整を妨げることのないのが要件となる。

(14)地方自治体法により自治体に授与される権限。

⁽⁹⁾それぞれのタウン単独では自らの代表のための十分な選挙区を創れないために二つ乃至三つのタウンからなる選挙区。

b. カウンティ :

- (1) 本条による諸権限に加えて本法の第4条に従ったカウンティ憲章の採択、修正若しくは廃止。
- (2) 管理者委員会により任命されその意向に沿って勤務する部局長により統括されるカウンティ税務部局の設置、部局長はこの委員会の委任を受けて (a) 必要な雇傭員を雇い、(b) その職務の遂行に際してカウンティ内の各種の租税区の全ての租税評価員、徴収員及び收受管理員に助言し支援する、(c) カウンティ内の各種の租税の税率の均等化の提供に助言し、(d) 未納の税の強制執行の結果カウンティにより取得される不動産の処分及び売却に当たり助言し、(e) 当該委員会により定められるその他の職務を遂行する。
- (3) 管理者委員会議長による明記された当委員会のための行政の職能、権限及び職務の割当及び遂行、これはこの委員会への定期的報告を求める定めを伴い、且つ自治体法はこの委員会から職能、権限及び職務を奪うことはできないというさらに加えられた定めを伴う。
- (4) 管理委員会議長を補佐する行政職の新設並びにこの議長の統括する監督の下でのこの補佐によるこの委員会のための明記された行政の職能、権限及び職務の割当及び遂行、これはこの委員会への定期的報告を求める定めを伴い、且つ地方法はこの委員会から職能、権限及び職務を奪うことはできないというさらに加えられた定めを伴う。
- (5) 裁判所のメンバー以外のカウンティの吏員若しくは雇傭員ではない自治体の吏員若しくは雇傭員に対する州の資金から支給される俸給。
- (6) 一般法に定められるところの裁判所の検閲を受ける必要のある不動産税法の第5条の見出し3により認められるところの評価簿及び課税簿の修正方法。
- (7) カウンティ所有地での猟獣類、猟鳥類、魚類乃至は魚介類の保護及び保全。
- (8) 洪水調節若しくは土壌保全。
- (9) カウンティ所有地の再植林。
- (10) 家畜や家禽に感染する牛の結核その他の感染性乃至伝染性の病気の撲滅若しくは予防。
- (11) 洪水調節乃至土壌腐食計画により改善された流域での小川若しくは水流への又は周辺への厨芥、雑芥、灰その他の廃棄物の投棄の規制乃至禁止。

c. シティ :

- (1) 本法の諸規定に従い且つ本法により定められた手続に従って立法機関により採択される地方法によるか、乃至は本法第4条に従って採択される地方法によるその憲章の改正またはは新憲章の採択。
- (2) 不動産評価の準備、作成、確認及び訂正並びに法律により定められたところの裁判所によるその引き続きの再審に付されるこの評価の再審。
- (3) 自治体改良工事のための受益評価の授権、作成、確認及び訂正。

d. タウン :

- (1) 議会により制定される諸法律と抵触しない不動産評価の準備、作成、確認及び訂正並びに法律により定められたところの裁判所によるその引き続きの再審に付されるこの評価の再審。
- (2) 議会により制定される諸法律と抵触しない自治体改良工事のための受益評価の授権、作成、確認及び訂正。
- (3) 以下の定めが一般法であるにもかかわらず州議会が明白に以下の地方法の採択を禁止していない限り本節により地方法を採択することが認められていて且つその範囲でタウンの財産、事務若しくは統治若しくはその他の事項に関係があるタウン法の定めタウンへの適用に当たっての修正乃至置換。他の州法により授権されない限りこの小段落は(1)特別区乃至改良区又は改良地域、(2)課税区域の新設若しくは変更、(3)義務的及び任意の住民投票の授権若しくは廃止、(4)タウン法第8条に定められたところのタウン財政に関係のある州法の置換を認めるとは見なされない；但しここに述べられたものには一タウン吏員若しくは雇員から別のタウン吏員若しくは雇員への職能、権限及び職務の移譲乃至割当を妨げるものは何もないことが要件となり、且つさらに自治体の立法権及び特定支出権は地方立法機関により行使されることが要件となる。

e. ヴィレッジ

- (1) 州議会により制定される諸法律と抵触しない不動産評価の準備、作成、確認及び訂正並びに法律により定められたところの裁判所によるその引き続きの再審に従ったこの評価の再審。
- (2) 州議会により制定される諸法律と抵触しない自治体改良工事のための受益評価の授権、作成、確認及び訂正。
- (3) 以下の規定が一般法であるにもかかわらず州議会が明白に以下の地方法の採択を禁止していない限り本節により地方法を採択することがそれに関して認められていて且つその範囲でヴィレッジの財産、事務若しくは統治若しくはその他の事項に関係があるヴィレッジ法のいずれかの規定のヴィレッジへの適用に当たっての修正乃至置換。

2. 地方自治体は全てその立法機関が条例、決議、規則若しくは規制により行動する権限を有する場合にその範囲で地方法を採択し及び修正する権限をも有する。

3. a. 本節による一乃至それ以上の地方自治体への特定の権限の授与には本節によるその同じか乃至はその他のいずれかの地方自治体への権限の一般的授権の意味を制約するか又はこの一般的授権に含まれる他の諸権限を除外する効果はない。

b. 本節における権限の列挙によりこれらの権限のいずれかがその財産、事務若しくは統治に関係のある地方法を採択し及び修正する地方自治体の権限内には含まれないことを暗示するつもりはない。

4. 地方法を採択し及び修正するその権限の行使には地方自治体の立法機関は以下の権

限を有する：

- (a) いずれかの地方法を執行し十分に処理するために決議を採択し若しくは規則及び規制を公布する、又職責、肩書若しくは地位により、駐車、職業乃至営業の許可、防火及び安全、保健及び衛生、並びに建築、用途地域指定及び計画に係りのあるいずれかの州法、地方法、条例、規則若しくは規制を執行することが認められるか若しくは求められる公務員による写真付証明書の発行を認める権限をこの地方自治体のいずれかの吏員乃至機関に委任する；但し公安吏員は公衆衛生、安全及び福祉に影響のある州法、地方法、条例、規則若しくは規制の施行に係りのある写真付証明書を発行することが認められるのが要件となる。
 - (b) 法律により定められるか若しくは認められる又は定めることができるか認めることができる普通法上若しくは衡平法上の手続による地方法の施行を定め、その違反が軽犯罪、犯罪若しくは違法を構成することを定め、且つ行政罰、科料、没収若しくは留置により、又はこれらの罰の二つ乃至それ以上によるその違反の処罰を定める；但し本節の第2小項目に従って採択される地方法は唯立法機関の行為が必要に応じて条例、決議、規則若しくは規制により行われる場合に定めることができるような執行若しくは処罰を定めるだけであることが要件となる。
 - (c) この地方自治体にその財産、事務若しくは統治に係りのあるのと同じものであると否とを問わず、権利、権限乃至権能を授与する、又は職務乃至責務を課するいずれかの現行憲章、これまでに制定された一般法乃至特別法の諸規定を地方法として制定する。そのようにして再制定されるこのような規定はいずれもその後ではあたかも同じ規定がそのようにして再制定されなかったのと同じ範囲で且つ同じ方法でしか地方法による置き換えをしてはならない。
 - (d) その政府の部局長の職を新設する場合、この職が公務員制度の分類されていない職であることを定め、且つその政府の部局長をその上司のためにその代理をする一つ乃至それ以上の職務を有する職に就かせる場合、この職務の地位は公務員制度の職階の免除者である旨を定める。
5. 憲法に従った若しくはカウンティ政府の選択形態による職能の移管の場合を除き地方自治体は他のいずれの公法人の権限をも侵害する地方法を採択する権限を有しない。
6. いずれかの地方法、条例、規則若しくは規制の合憲性がいずれかの裁判所における訴訟若しくは訴訟手続のいずれかの民事訴訟の審理乃至審問の争点に据えられ、且つこの地方法、条例、規則若しくは規制を制定した地方自治体がこの訴訟乃至訴訟手続の当事者でない場合は、常に民間営業法令第1012節に従ってこの地方自治体に対して通知書が送達される。

第11節 地方法の採択に関する制限。

1. 本法にいかような規定があつたとしても、立方機関は州法と置き換えられる地方法をこの地方法が以下の場合に本法により認められると見なされることはない：

- a. その地方自治体が負債をすることが可能な額に関する、又はこの自治体がいずれかの若しくは全ての用途のために税によりいずれかの一会計年度に引上げ可能な額に関する法律の制限を除去したり乃至引き上げたりすること、但し二級シティ法の諸規定により運用されるいずれかのシティの全ての債券振替負債が年賦で支払われる定期債券でのみ保証される場合には、このいずれかのシティは二級シティ法第 72 節の諸規定はこのシティに関しては効果がないか乃至は適用できないと定める地方法を採択できることが要件となる。
 - b. 債券発行その他の負債の証拠に関する法律の制限を除去する。
 - c. この地方自治体における教育制度、又はそこでの教員の年金乃至退職制度の維持、支援若しくは運用に適用するか若しくは影響を及ぼす。
 - d. カウンティ政府の選択形態の場合を除き、シティ若しくはタウンのこれらと同様に選出されるカウンティ管理者委員会の委員の人数若しくは任期を変更する。
 - e. 憲法第 6 条で求められるか若しくは定められるところの裁判所に適用するか若しくは影響を及ぼす。
 - f. 選挙法第 8 節-100 の小項目 1 の段落(c)、労働法、修正された「一定の自治体消防区の最大勤務時間並びに消防士及び警察官の休暇に関し、これと関連のある労働法の一定の節を廃止し、これと関連のある自治体ホームルール法を修正する法律」の題名のある 1968 年の諸法律の第 1011 章の第 2、3 及び 4 節、義勇消防士優遇法、又は勤労者補償法のいずれかの規定に適用するか若しくは影響を及ぼし、且つ集合住宅法 {multiple dwelling law} 乃至集合居住法 {multiple residence law} ⁽¹⁰⁾ を変更する、但し人口 100 万人乃至それ以上のシティにおいて集合住宅法に勝るとも劣らないほど拘束的な住宅法典の施行のための地方法の諸規定が集合住宅法の施行に適用できる場合はこの限りでない。
 - g. 自治体の計算書を検査乃至審理し若しくは自治体の会計書式を指定することに関係する、又消防区若しくは特別区の新設若しくは拡充の承認乃至不承認に関係する州会計検査官の権限に適用するか若しくは影響を及ぼす。
 - h. 地方自治体内の道路及び平面交差する鉄道の規制若しくは解消又は終着駅施設を定める法律のいずれかの規定に適用するか若しくは影響を及ぼす。
 - i. 公務員制度からの解職の司法審査に関与する、又はカウンティの場合には、公務員法の規定を運用するその人事委員会の職員構成に若しくはこの委員会の委員乃至人事所管吏員の任期に関する法律の規定を変更する。
 - j. シティの場合には、それ相応の安全な状態でその歩道及び側溝を維持していないその責任を隣接の土地所有者に転嫁する。
2. 本法にいかなる定めがあろうとも、カウンティ、シティ若しくはヴィレッジの立法機関

⁽¹⁰⁾ この題名の似通った法律は、内容から見ると前者は人口 3 万 2500 人以上の基礎自治体を対象にしていて良好な環境維持のための規制法のように、これに対して後者は劣悪な住環境の集合住宅の改善を意図しているものようである。

は本法により以下のことをする何らかの地方法を採択することは認められない：

- a. カウンティ、シティ若しくはヴィレッジの憲章を、必要に応じて、自らの修正を規制するこの憲章のいずれかの規定に反して修正する。この規定は、カウンティ、シティ若しくはヴィレッジの住民の彼らの憲章を修正するか若しくは提案される新しい憲章を承認する権利を、この修正若しくは提案される新しい憲章が義務的住民投票に掛けられる場合には奪うことにはならない。
 - b. 立法機関は憲章の定めにより採択することが禁じられる。
3. 本法にいかなる定めがあろうとも、タウン委員会により採択される地方法はいずれもいずれかのヴィレッジの外にあるこのタウンの若しくはタウンの中にあるヴィレッジの部分にのみ、このタウン委員会の権限がこのヴィレッジの中のタウンの区域若しくはヴィレッジに拡充されて包含する場合を除き、施行されて運用される。

{第 12～19 節欠如}

第 3 条 地方法の採択手続；住民投票； 整理保存及び公布

第 20 節 立法機関による地方法の採択手続。

第 21 節 公選制最高執行責任者による地方法の承認。

第 22 節 議会法又は従前の地方法若しくは条例への地方法の効果。

第 23 節 義務的住民投票に掛けられる地方法。

第 24 節 請願に基づく住民投票に掛けられる地方法。

第 25 節 地方法の付託のための提案。

第 26 節 住民投票付託以前の地方法の再審議。

第 27 節 地方法の整理保存及び公布。

第 28 節 投票の疑問がシティの有権者全員に付託される選挙行為に適用可能な法律。

第 20 節 立法機関による地方法の採択手続。

1. いかなる地方法も少なくとも立法機関の全投票資格者の肯定投票の過半数による以外可決されることはない。地方法の最終可決については議案はイエスかノーで採択され、且つ出席議員の氏名及びその投票が議事録 {record、journal or minutes of proceedings} ⁽¹¹⁾に記載される。
2. 地方法の様式は「(地方自治体の名称) の (立法機関の名称) により以下のとおり制定される：」である。
3. このような地方法は全て対象は一つしか含めない。法案名は簡潔に対象に言及しなけ

⁽¹¹⁾ これらの原文はいずれも議事録であり、自治体により異なった名称を用いているため列記したものである。ただし、日本では 1911 (明治 44) 年の地方制度大改正により従来の議会議事録を会議録に名称変更して今日に及んでいる。

ればならない。本法の趣旨からは、条例若しくは地方法を自治体の法規集に組み込む法典化乃至再法典化に係る地方法は対象は一つだけ含んでいると見なされる。

ここで使用されている場合には法典化乃至再法典化とは自治体の法規集に修正、削除、廃止、変更若しくは新たな条項を含めることである；但し本節により要求される公聴会の通知が簡潔に法典化乃至再法典化を述べることが要件となる。

4. 提案される地方法は立法機関のメンバーによってのみこの機関の会議で提出でき、又さもなければ同様に立法機関により採択された議事規則により定めることもできる。このような地方法は、(a)その最終可決の前日曜日を除く少なくとも7暦日に立法機関の机上乃至卓上に置かれるか、若しくは(b)その最終可決の前日曜日を除く少なくとも10暦日以内に各議員に料金前払いの確実に住所に宛てられ且つしっかりと密閉された封書か乃至は包装で地方自治体内の合衆国郵政省の郵便箱乃至郵便窓口で郵送されて初めて、公選制乃至任命制主席行政官が一人の場合かさもなければ管理委員会議長が、カウンティの場合には管理者委員会議長が、シティ若しくはヴィレッジの場合は市長かヴィレッジ長、又はタウンの場合は主席行政官が早急の可決の必要性を認証してこの地方法が立法機関の全投票能力者の肯定投票の3分の2により可決される。
5. 本法第2節の小項目4により定義されたところの公選制最高執行責任者を持たない地方自治体の場合はそれに関する公聴会が立法機関の面前で持たれて初めてこの機関により可決されるし、又それ以外の全ての地方自治体では地方法はこれに関する公聴会が公選制最高執行責任者の面前で持たれて初めて彼により承認される。必要に応じてこの小項目に従って立法機関の面前若しくは公選制最高執行責任者の面前で開催されるこういった公聴会は、それに基づき公聴会が本節により定められているとおりの5日の予告で開催されてきた地方法により定められているか若しくは今後定められるとおりの少なくとも3日の正式予告で、又は予告の長さを定めているこの地方法が採択されていない場合は5日の予告で開催される。公聴会がこういった最高責任者の面前で行われる場合には、この予告はその地方法が最高責任者に提出された後10日以内に彼から与えられて公聴会はこの提出後20日以内に開催される。

第21節 公選制最高執行責任者による地方法の承認。

地方法は全てこの機関によるその可決後書記により認証されて公選制最高執行責任者がいる場合には彼にその承認のために提出される。この責任者がそれを承認すればそれに署名してこの書記に差し戻す；それは採択されたと見なされる。責任者が不承認の場合には彼は文書で述べた彼の反対理由と一緒に書記に差し戻し、書記はこの反対理由を添えた同じものを立法機関にその次の通常会に提出してこの反対理由はその議事録に記載される。立法機関はその後30日以内に同じものを再審議できる。その立法機関の一員であるこの最高執行責任者はこの再審議において投票する資格はない。この再審議の後この地方法がこの責任者を除く立法機関の全投票資格者の少なくとも3分の2により再可決された場合には、この責任者の反対にもかかわらずそれは採択されたと見なされる。1票しかこの再

審議については持てない。投票はイエスかノーで行われ、且つ出席議員の氏名及び彼らの投票が議事録に記載される。地方法がこの責任者に提出された後 30 日以内に彼が承認もしいないか反対理由を添えて書記に差戻しもしなくても、それに署名したのと同様な方法で採択されたと見なされる。この責任者による地方法の採択若しくは差戻しより前にはいつでも必要に応じて立法機関は同じものを撤回してそれに関する自らの行為を再審議することができる。

第 22 節 議会法又は従前の地方法若しくは条例への地方法の効果。

1. 州法の又は従前の地方法若しくは条例の規定を変更するか乃至は置き換える地方法を採択する際には、立法機関はその変更乃至置換を予定する法律若しくは地方法又は条例、制定の番号及び年、節、小節乃至小項目を明記しなければならないが、そのような明記をしていなくてもこの地方法の効力には影響しない。この地方法の置換はこの法律、地方法乃至条例、節、小節乃至小項目の原文を含めてもよいし、そこから消去されるべき事項を括弧で囲むか若しくは線を引いて消すことにより又そこに含まれるべき新たな事項を斜体にしたり若しくは下線を引いたりすることにより、その原文若しくはこの地方自治体への適用において影響を受ける変更を指示することもできる。
2. 憲法、本法若しくはいずれかのその他の州法により認められる以外は地方法が州法のいかなる規定をも置き換えてはならない。

第 23 節 義務的住民投票に掛けられる地方法。

1. 本節に若しくはいずれかのその他の州法に定められるところの義務的住民投票に掛けられる地方法は、その採択の後少なくとも 60 日以内に執行されるこの地方自治体における州若しくは地方自治体の公務員たちの一般選挙で有権者の承認を求めて付託されるが、この地方法が特別選挙で有権者たちの承認を求めての付託を定めている場合はこの限りでないし、又はこの地方法の採択後 30 日以内に、本法第 24 節の他の請願を定めたと同様に書記により署名され、認証されて確認を受けた請願が特別選挙でのその付託を要求するこの書記の手元で整理保存される場合はこの限りでない。地方法がそのように定める場合か又は有効な請願が特別選挙での地方法の付託を要求して保存整理される場合は、同法は特別選挙が立法機関により確定する日である地方法の採択後少なくとも 60 日以内にこの地方自治体において執行されるこの特別選挙で付託されなければならない。いずれの場合にもこの地方法はこの選挙でその提案について投票する地方自治体の有資格の有権者たちの過半数の肯定票により承認された場合のみそこに定められているとおりに施行される。
2. 州法の職権によるか若しくはその下で定められるような場合を除いて、地方法は以下のような場合には義務的住民投票に掛けられなければならない：
 - a. シティの場合にはこのシティのための新しい憲章を定める。
 - b. シティ、タウン若しくはヴィレッジの場合には立法機関の議員資格乃至構成を変更し

又は各議員が投票資格のある投票数を増減する。

- c. 公選制最高執行責任者の拒否権を変更する。
- d. 全カウンティを基盤に選出されるカウンティの主席行政官を又は管理者委員会議長のいない場合のシティの市長乃至ヴィレッジのヴィレッジ長若しくはタウン管理者を継承する法律を変更する。
- e. 公選職を廃止する、又は公選制行政官を指名し、選挙し、解職する方法を変更する、又は公選職の任期を変更する、又はその任期中に公選行政官の俸給を減額する。
- f. 公選制行政官のいずれかの権限を廃止し、移管し若しくは縮小する。
- g. 新たな公選職を創設する。
- h. シティの場合に、そこからこのシティにおいてシティを代表する委員として選挙したカウンティ管理者委員会の委員たちが選出される区乃至その他の地区の境界を変更する。
- i. 公共事業の特許に関する法律の規定を変更する。
- j. シティの場合に、この俸給、報酬、時間乃至条件が州法により確定されていてシティの有資格の有権者たちの投票により承認されている場合に、シティの吏員若しくは雇員の俸給乃至報酬を引き下げ、その勤務時間を増やし又はその勤務条件を変える。いずれかの地方法か若しくは提案される新たな憲章に含まれるこのような引下げ、増加又は変更をもたらす規定は、このような引下げ、増加又は変更に関係のある明確に限定された提案がこのような引下げ、増加又は変更とは関係のない諸規定とは別個に付託されてそれについて投票する有資格の有権者たちの過半数の肯定票により承認されて初めて実施されることになる。
- k. シティの場合に、シティの人事委員会の職の職員資格若しくは任期に関係のある法律の規定を変更する。

第 24 節 請願に基づく住民投票に掛けられる地方法。

- 1.a. 本節にか若しくはいずれかのその他の州法に定められたところの請願に基づきカウンティ、シティ若しくはタウンにより採択されて住民投票に掛けられる地方法は、義務的住民投票には掛けられない場合は、少なくともその採択後 45 日までは発効しない；又その採択後 45 日以内にこの地方自治体の一番最近行われた一般選挙でそこで投票登録がされた、この地方自治体での直近の知事選挙における知事に投じられた投票総数の少なくとも 10% に相当する数でこの地方自治体の有資格の有権者たちにより署名確認されて要求されるこの地方法への反対を申し立てる請願があり、それが書記の手元で整理保存される場合には、その承認を求める提案に関して投票する有資格の有権者たちの過半数の肯定票により承認されるまでは発効しない。この請願がそのようにして保存整理される場合には、この地方法の承認を求める請願は、この特別選挙を定める地方法の採択後少なくとも 60 日後に執行される特別選挙でこの提案が掛けられる地方法を請願が要求して立法機関が採択しない限り、この請願の整理保存

後少なくとも 60 日にこの地方自治体で執行される次の州若しくは地方自治体の吏員たちの一般選挙で掛けられる。請願は別々の用紙で行われ、且つそれぞれの用紙への署名が選挙法により適応できる限り指名する請願の署名並びに確認が定められる方法で署名して確認される。

そのようにして署名されて確認されたそれぞれの用紙が、保存整理のためにまとめられて提出されたとき、一つの請願が成立したと見なされる。書記はその手元でそうして保存整理されたこの請願のそれぞれを検証して、その整理保存の日から 30 日以内か、又はこの住民投票が投票用紙に現れる選挙の日前 45 日かどちらか早い日に、彼が検証して必要な場合にはそれが法律の要求を満たしているか若しくは満たしていないかを確認した証明書を立法機関に移送する。

この証明書を整理保存した最終日後 5 日以内に書記の決定に対する書面による異議申立がこの地方自治体か乃至はそのいずれかの部分が存在する裁判区の上級裁判所、若しくはそのいずれかの裁判所に提出された場合には、この上級裁判所若しくはその裁判官はそこに提起されたいずれかの疑問に判決を下して判決が必要とする命令を行う。この訴訟手続は選挙法の第 16-116 節により定められた方法で審理されて判決が下される。

- b. 本節に若しくはいずれかの州法に定められたところの請願に基づきヴィレッジにより採択されて住民投票に掛けられる地方法は、義務的住民投票に掛けられない場合でもヴィレッジ法第 9 条に定められたとおり任意の住民投票として処理されてその条文の遵守は全ての意味で本法の遵守と見なされる。

2. 州法の職権によるか若しくはその下で定められたその外のもの以外は、地方法は以下の場合には請願について住民投票に掛けられる：

- a. 公式の行為の前の条件としての公告乃至公聴会なしですます。
- b. 公式の入札、購入若しくは契約に関する法律の規定を変更する。
- c. 不動産評価若しくは地方改良工事のための受益評価に関する法律の規定を変更する。
- d. 没収の申渡しの権限行使に関する法律の規定を変更する。
- e. シティの場合の地方財政法第 34.00 節に定められたようなもの以外の債券乃至その他の債権証券の授権乃至発行に関する法律の規定を変更する。
- f. 地方自治体の会計監査に関する法律の規定を変更する。
- g. 地方自治体の不動産の譲渡乃至賃貸に関する法律の規定を変更する。
- h. シティ、タウン若しくはヴィレッジの場合に公選制吏員の任期中にその俸給を増額するか又はカウンティの場合に公選制吏員若しくは一定の任期で任命された吏員の俸給をその任期中に増額する、但しカウンティによる何らかのこのような増額が俸給表若しくはその適用可能な修正がこの吏員の就任時以前に存在していた、勤務時間に基づく俸給の追加的増額による報酬のより高い率を定める俸給表に従って行われる場合にはこの限りでない。

- i. カウンティの場合に、一般自治体法 {general municipal law} ⁽¹²⁾の定めに従ってカウンティ総合病院を設置する。
- j. 本法第 10 節小項目 1 の段落 a の小段落 13 に従って採択される議員数配分に関する地方法である。本節の小項目 1 の諸規定があるにもかかわらず：
 - (1) 本節小項目 1 に定められた有資格の有権者たちの少なくとも 5 %、又は 1 万 5000 人のどちらか少ない方に相当する数で署名確認された請願はこの地方法若しくは個別の付託をその中で指示したその中の主要な要素の承認を求める提案若しくは諸提案のこの小項目に従った住民投票への付託を要求するに足りる。
 - (2) 地方自治体の立法機関は自らの発議でこの地方法及び個別の付託をその中で指示しているその中の主要な要素の承認を求める提案若しくは諸提案が本小項目に従ってこの決議の採択後 60 日以内に執行される次の一般選挙か若しくは特別選挙で住民投票に掛けられることを要求する決議を採択できる。
- k. ヴィレッジの場合に支配人の職を創設若しくは廃止する。

第 25 節 地方法の付託のための提案。

本法に従った有権者たちの承認への地方法の付託のための提案はこの地方法の名称を含めなければならない。書記は、自治体議会、自治体法務官乃至その他の主任法務吏員の助言を得てその名称、目的及びその効力を正確に伝えるこの地方法の抜粋を準備し、直ちにこの提案及びこの抜粋をこの選挙の告示を公布してその必需品を供給する役目を負っている公選制吏員に伝える。この抜粋の写しの十分な数が印刷されて選挙前の登録若しくはその他の時にそれらを欲するような有権者たちに役立てられ、又その外の選挙必需品と一緒にその選挙の有権者たちに郵送配布される。この選挙でそれに投票されるこの提案が一つ以上ある場合には、これらの提案には個別に一連番号が付される。

第 26 節 住民投票付託以前の地方法の再審議。

立法機関により採択された地方法が義務的若しくは任意の住民投票に掛けられなければならないためにそこで承認を求めて有権者たちに付託される選挙の前ならいつでも、立法機関はその選挙の前 15 日以内にそれに関するその行為を再審議できるし又この地方法を撤回でき、その結果その承認を求める提案はこの選挙では付託されないか又は付託されたとしてもそれについての有権者たちの投票は無効となる。

第 27 節 地方法の整理保存及び公布。

1. 地方法が最終的に採択された後 20 日以内に、書記、若しくは立法機関により指名されたその他の吏員は、カウンティの場合にはそれがカウンティの書記の執務室にも整理保存されるし州総務長官執務室に確認済みの写しが 1 通整理保存される以外に、その確認

⁽¹²⁾この法律の対象は立法機関を有するカウンティ、シティ、タウン、ヴィレッジの 4 種の地方自治体でその活動全般に関する規定が置かれている。

ずみの写し 1 通をこの書記の執務室に整理保存する。しかしながら、住民投票に掛けられる地方法の場合には、この地方法は、有権者たちによるその承認後 20 日以内に整理保存されるか、又はその地方法が任意の住民投票に掛けられて住民投票を請求する請願が整理保存されなかった場合には、その地方法はこの請願の整理保存のための期限終了後 20 日以内に整理保存される。

2. この確認された写しはそれぞれ、あった場合のそれによりなされる変更を指示するために括弧なし及び括弧内の事項、線を引いて消したり、又は斜体にしたり下線を引いたりしていない地方法の原文だけが入っているが、但し人口 100 万人乃至それ以上を有するシティにより制定された地方法のこの確認ずみの写しが法案の連続番号、印刷された番号及び解説事項が省略されていることを定め、そのようにして確認するのを怠ったか乃至は省略したのがこの地方法を無効にしないということを定める地方法になっている提案された地方法の正式の写しと同じ形式で印刷され、且つ自治体議会、自治体法務官乃至その他の主任法務吏員により作製される証明書も、その証明書がそれについての推定に基づく証明になり、それが正しい原文を含んでいうという、又全ての適切な手続がこの法律の制定に対して持たれるか若しくは取られたという趣旨で付されている場合はこの限りでない。
3. 地方法はいずれも施行日になったとしても、それが州総務長官の執務室に整理保存される以前には施行されない。
4. 本節の小項目 3 の諸規定に従って、全ての地方法は、別の期限がその中に定められているか又は本法乃至その他の法律の規定により要求されているかしない限りそれが最終的に採択された後 20 日で発効する。
5. 地方法は州総務長官により法律部門の補遺として別巻の形で毎年刊行される。
6. 書記はその執務室で整理保存される地方法を全て彼により索引を付される個別の本若しくは複数の本の形で登録する。
7. 州総務長官は電子送信による地方法の受信及び整理保存の権限を有する。

第 28 節 投票の疑問がシティの有権者全員に付託される選挙行為に適用可能な法律。

一般選挙での疑問の付託に関する選挙法乃至その他の法律の諸規定は、同じものが適用できて本条と抵触しない限り、疑問がそこでシティの有権者全員に付託される全ての選挙行為に適用される。

特段の法律の規定が選挙法の諸規定と抵触するいずれか他の法律にある場合には、この規定が、選挙法の規定がどのような他の規定があろうとこの選挙法の規定が適用されると明記しない限り適用される。

{第 29 節欠如}

第4条 憲章を採択するカウンティ及びシティの権限

第1部 カウンティ憲章法

第30節 略称。

第31節 適用。

第32節 定義。

第33節 カウンティ憲章を採択し、修正し及び廃止する権限。

第33節-a 地方自治体及び特別区の職能若しくは職務の移管。

第34節 限界及び制限。

第35節 立法の趣旨；構成。

第30節 略称。

この部分は「カウンティ憲章法」として知られ引用できるし参照される。

第31節 適用。

この部分はニューヨーク市内のカウンティを除く州の各カウンティに適用される。

第32節 定義。

この部分のために、以下の用語は次のことを意味し且つ含む：

1. 「管理者委員会。」

管理者委員会若しくはその他のカウンティの公選制統治機関。

2. 「憲章法。」

カウンティ憲章を準備し、修正し若しくは廃止する、又は本法第33節-aに従って職能乃至職務を移管する地方法。

3. 「カウンティ。」

ニューヨーク市内のカウンティを除く州のカウンティ。

4. 「カウンティ憲章。」

憲法に従って議会の法律若しくは地方法により定められるカウンティ政府の選択形態。

5. 「地方法。」

本法若しくはその他の普遍的にカウンティに地方法を採択する権限を授与する州法に従ってカウンティの管理者委員会により採択される地方法。

第33節 カウンティ憲章を採択し、修正し及び廃止する権限。

1. 憲法の、本条の若しくはその他のいずれかの適切な法律の制限に従って、本条の第32節に定義されたところのいずれかのカウンティの、且つこれまでに州議会により制定された憲章を採択しているカウンティに限らないものを含む管理者委員会がカウンティ憲章を準備し、採択し、修正し若しくは廃止する権限を有する。

2. カウンティ憲章はカウンティ政府の構造及びその作用する方法を明らかにする。この

憲章はカウンティの吏員たちの任用又は任命及び選挙の方法による彼らの選任を定めるが、公選制の管理者委員会が存在して、その委員たちはカウンティ吏員と見なされ、カウンティの政策を決定してその委員会に当てがうことのできるようなその他の職能を行使することが要件となる。

3. このカウンティ憲章は以下のことを定める：

- a. 管理者委員会によるカウンティの自治立法及び特定支出の権限の行使。
- b. カウンティ及びそのいずれの機関若しくは吏員たちの職能、権限及び職務の遂行に責任を負う機関若しくは吏員並びにこれらの吏員たちの選挙乃至任命、あれば任期及び解職の方法。
- c. 州議会により定められた諸基準に従った不動産税の均等化。

4. このカウンティ憲章は以下のことができる：

- a. 公選制若しくは任命制吏員たちの執政乃至行政の職能、権限及び職務を当てがう。
- b. カウンティ全域を基盤に選挙される執行責任者に管理者委員会の行為に拒否権を発動する権限を、この委員会の投票の特定の%によりこの拒否権を乗り越える規定を付して授与する。
- c. 憲法第9条第1節の小項目(h)に従って、相互に若しくは州議会により州に権限を認めるときにカウンティの、又は各シティ、タウン、ヴィレッジ、特別区若しくはこのカウンティに完全に包含されるその他の政府諸単位の一つ乃至それ以上の職能若しくは職務の移管を、又はそれらの職能若しくは職務の全てがそのようにして移管されたときこの政府諸単位の一つ乃至それ以上の職、部局若しくは機関の廃止を定める。
- d. カウンティ憲章の諸規定と調和の取れたカウンティ政府の行政の詳細を明らかにしてカウンティ憲章に抵触しない諸々の特別法、地方法、条例、決議、規則及び規制の修正、平易化、整理統合、法典化及び言換えを含めることができる行政法典を定める。
- e. 現職吏員たちの職の任期満了を定める。

5. 管理者委員会は決議により提案されたカウンティ憲章の、又はその修正若しくは廃止の草案がその監督、管理者委員会の吏員若しくは委員会の監督の下で、又はこの決議によるか若しくはそれに従って任命される憲章委員会により用意される旨定めることができる。カウンティ法務官若しくはその他の法律顧問は、彼が必要とするような援助及び協力を用意してそのために用立てられる特定支出内で専門弁護士及び技術顧問たち並びに補助員たちを雇傭乃至維持する権限を有する。

6. 直近の知事選挙においてカウンティ内で知事に投じられた投票総数の少なくとも10%に相当する数でカウンティの有資格の有権者たちにより署名された、憲章委員会が管理者委員会により新設されて管理者委員会により定められたとおりに構成されて任命されることを求める請願が管理者委員会の書記の手元で整理保存される場合は、且つ管理者委員会が自らの発議には基づかずにこの憲章委員会をこの整理保存後3か月以内に新設して任命するか若しくはその任命を準備するかする場合は、管理者委員会はこの整理保存後5か月以内に行われる次の一般選挙でカウンティ有権者たちに、このような憲章委

員会がそのようにして新設されて任命されるべきかどうかの設問に関して提案を付託するようにしなければならない。本節の小項目 8 の諸規定はこの提案の形式の準備及びこの一般選挙へのその付託に適用される。この提案がこの一般選挙でカウンティ内でそれに投じられる過半数を得た場合には管理者委員会はこの一般選挙後 2 か月以内にこの委員会の新設を準備してその委員たちがこの 2 か月期限内に任命されなければならない。本節の小項目 5 の諸規定はこの憲章委員会に適用される。

7. (a)カウンティ憲章を定めるか、又は(b)カウンティの、又はシティ、タウン、ヴィレッジ、特別区若しくはこのカウンティに完全に包含されるその他の政府単位の職能若しくは職務の移管の効果を有することになるその一つ乃至それ以上の諸規定の修正若しくは廃止を提案する憲章法は、管理者委員会により提案された地方法の形式及びそれに関する行為に一般的に適用できる本法の諸規定に従った管理者委員会による考察に従い且つそれを受けなければならない。カウンティ憲章、又は本小項目に定められたところの憲章法が管理者委員会により採択されたとしても、それは一般選挙若しくは特別選挙で承認され、(a)シティ以外のカウンティの地域内及び(b)あれば一単位として考慮されるカウンティの諸シティの地域内でそれに投じられる全投票の過半数を得て支持されない限り施行されないし、且つそれがいずれかのヴィレッジへの若しくはからの何らかの職能若しくは職務の移管を、又はカウンティに完全に包含されているヴィレッジのいずれかの職、部局、機関乃至政府単位の廃止を定める場合には、それにより影響を受け一単位として考慮されるヴィレッジの全てにおいてやはりそれに投じられる全投票の過半数を得ない限り施行されない。

このようなカウンティ憲章若しくは憲章法は管理者委員会によるその採択後 60 日以内に行われる次の一般選挙若しくは特別選挙でのカウンティの有権者たちへのその付託を定める。このようなカウンティ憲章若しくは憲章法は有権者たちにこの選挙でのこのカウンティ憲章の諸規定の一つ乃至それ以上の変形の個別の付託を定めることができる。この変形はいずれも地方自治体の諸職能の他の地方自治単位又はそれらの一群乃至諸群への移管を含むがそれだけには限られない。

- 8.本節に従ってカウンティの有権者に付託される各提案の形式は管理者委員会の書記によりカウンティ法務官か若しくはその他の主任法律顧問の助言を得て準備される。彼らはまたそのようにして付託されるカウンティ憲章若しくは憲章法の簡潔な抜粋も準備する。その形式及び抜粋はカウンティの選挙管理委員会に転送される。選挙管理委員会は、少なくとも選挙前 20 日までにその写し 2 通乃至それ以上を、その執務室で公式の記録にされるカウンティ内の各シティ、タウン及びヴィレッジの書記に送付して十分な枚数の写しを印刷させ、登録時その他で有権者たちの利用に供されるようにさせる。加えて、この選挙管理委員会はその選挙で十分な枚数の写しをその外の選挙必需品と一緒にその選挙の有権者たちに郵送配布されるようにする。選挙管理委員会は選挙法並びに適用できる限りカウンティ法の第 102 節の小項目 2 に定められた方法でカウンティの有権者たちにこの提案のそれぞれを付託させるようにする。本条によるいずれかの提案

の付託と関連して生ずる支出はそのカウンティに対する負担となる。

9. 相容れない諸規定を持った二つ乃至それ以上の提案が同じ選挙で本節による採択に必要な過半数を得る場合には、最大の肯定票を得るこの相克をそれぞれ伴う提案がその相克の範囲でのみ優位となる；但しその他の全ての点でこの提案は採択されたと見なされる。本条の諸規定によりカウンティの有権者たちに付託される提案が採択に必要な過半数を得る場合には、それは本節に定められたとおりに、そこに定められた諸条件の全てに従って施行される。

第 33 節-a 地方自治体及び特別区の職能若しくは職務の移管。

1. 憲法の、本条の若しくはその他の適切ないずれかの法律の諸制限に従って、いずれのカウンティの管理者委員会も地方法によりそのカウンティの又は各シティ、タウン、ヴィレッジ、特別区若しくはその他のこのカウンティに完全に包含されるその他の政府諸単位の職能若しくは職務を相互に、又一つ乃至それ以上の政府単位を廃止するために、それらの職能若しくは職務全ての進行中の業務の水準及び質が移管されるときには、その職、部局若しくは機関に限られないものを含めて移管できる。
2. そのカウンティの又は各シティ、タウン、ヴィレッジ、特別区若しくはその他のこのカウンティに完全に包含されるその他の政府諸単位の職能若しくは職務の移管若しくは廃止の効果を有することになるいずれかのこういった地方法、若しくはその一つ乃至それ以上の規定の修正若しくは廃止は、一般選挙でか若しくは特別選挙で承認され、カウンティ内でそれに投じられる全投票の過半数を得て支持されない限り実施されない：(a) シティ以外のカウンティの地域において及び(b) あれば一単位と見なされるカウンティの諸シティの地域内において、且ついずれかのヴィレッジへの若しくはからの何らかの職能若しくは職務の移管を又はそのカウンティに完全に包含されているヴィレッジのいずれかの職、部局、機関乃至政府単位の廃止を定める場合には、そのようにして影響を受け一単位として考慮されるヴィレッジの全てにおいてやはりそれに投じられる全投票の過半数を得ない限り実施されない。このような地方法、その修正若しくは廃止は管理者委員会による採択後 60 日以内に行われる次の一般選挙若しくは特別選挙でのカウンティの有権者たちへのその付託を定める。

第 34 節 限界及び制限。

1. 州議会は本節によりカウンティ憲章及び憲章法を準備し採択し及び修正するカウンティの権限に次のような制限を設ける。
2. 州議会により制定される諸法律に従うか若しくは抵触しない場合を除いて、カウンティ憲章若しくは憲章法は以下に関する規定を含むことはない：
 - a. 州の若しくはその諸機関の不動産の課税；
 - b. 免税；
 - c. 州によるいずれかの地方自治体単位への援助；

- d. そのカウンティの二つ乃至それ以上のカウンティへの分割又はいずれかのシティ、タウン、ヴィレッジ若しくは学区の新設、拡張、縮減若しくは廃止；
 - e. 州議会により確定された裁判所職員たちの報酬；
 - f. カウンティの乃至その吏員たちの構成、職能、権限、職務若しくは管轄権、但し裁判制度以外の地方政府諸単位乃至その諸機関に当てがわれた職能、権限若しくは職務が本条により認められるようなその外の地方政府諸単位、諸機関若しくは職員たちに移管できる場合はこの限りでない。
3. 本法の諸規定若しくは州議会により制定される他の諸法律に従う場合を除き、カウンティ憲章若しくは憲章法は州議会により制定される以下のいずれかの一般法若しくは特別法を置き換えることはない：
- a. 課税、司法審査若しくは税乃至受益収入の配分に関する；
 - b. それがカウンティの教育制度に、若しくはそこでの学区に関する限り、但し教育制度以外のそれらの地方政府諸単位に又はそれらの諸機関若しくは吏員たちに当てがわれた職能、権限若しくは職務が本条により認められるようなその外の地方政府諸単位、諸機関若しくは職員たちに移管できる場合はこの限りでない；
 - c. 明記された政府の諸機能が地方政府諸単位により遂行されるか若しくは資金調達されることを要求する、但しこれらの職能のいずれもが本条により認められるようなその外の地方政府諸単位、諸機関若しくは職員たちに移管できる場合はこの限りでない；
 - d. それが直接州により資金調達される州の又はそのいずれかの職員若しくは機関の職能、権限若しくは職務に関する限り；
 - e. それがカウンティを相手取った訴訟行為若しくは訴訟手続の開始若しくは実行に関する限り；
 - f. 公益法人に関する限り；
 - g. 本法において又は公務員法、収用権手続法、環境保全法、選挙法、行政部法、司法部法、労働法、地方財政法、集合住宅法、集合居住法、公共機関法、公共住宅法、公共事業法、鉄道法、退職・社会保障法、州財政法、義勇消防士共済法、義勇救急士共済法、若しくは労働者補償法において。
4. カウンティによるカウンティ憲章法採択後、ニューヨーク市以外の全てのカウンティには一様に適用はされない憲法第9条第1節小項目(h)段落2に従って州議会により制定される法律はいずれも、又カウンティにそれを適用して公選制カウンティ職を廃止若しくは新設し、その任期中に公選制カウンティ吏員の投票権若しくは拒否権又は解職方法を変更し、公選制カウンティ吏員のいずれかの権限を廃止し、縮小し若しくは別のカウンティ吏員若しくは機関に移管し、又はこのカウンティの管理者委員会の形態乃至構成を変更する憲章法若しくは地方法はいずれも、その最終制定後少なくとも60日までは施行されない。(a) 州議会がこういった法律を制定する際にそれがカウンティの有資格の有権者たちにその承認を求めて付託されることを定め、又は(b) 管理者委員会が自らの発議でカウンティ法の第101節小項目4により定められたところの方法で同委員会

により採択されたこの憲章法若しくは地方法がカウンティの有資格の有権者たちにその承認を求めて付託され、若しくは(c) 6か月以内にカウンティの有権者たちが、直前か次の一般選挙のいずれかでカウンティ内で投票するために正式に登録されていて、カウンティ内で直近の知事選挙で知事に投じられた投票総数の少なくとも5%に相当する数で、この法律、憲章法若しくは地方法に対して反対を申し立てる請願をカウンティの書記又はカウンティの通信関係吏員の手元で整理保存する場合には、同法は、本法第33節小項目7でカウンティの有権者たちにより投票されたときのカウンティ憲章の採択を定めた諸条件に従って、その後少なくとも60日以内に執行される次の一般選挙でその有権者たちにより承認された場合のみ施行される。

第35節 立法の趣旨；構成。

1. 州議会の意図は、本憲章法により憲法第9条小項目1の段落(h)の諸規定を実行に移して、そこに含まれる指示に従ってカウンティに自治体の立法行為により本節で課せられる諸制限に従ってカウンティ憲章を準備し採択し及び修正する権限を授与することにある。
2. 州議会の意図は、本憲章法により(a)これまでに一カウンティ乃至諸カウンティに又はその内部の政府諸単位のいずれかに又はそれらの管理者委員会、委員会、機関乃至吏員に授与されるか若しくは委任されてきた諸権限若しくは諸権利のいずれをも廃止したり縮小したりすることにはないし、又(b)逆に反対の意向がこのカウンティ憲章法の明示された諸規定から若しくはその諸規定からの必然的な真意解釈から明白に現れない限り、州議会のいずれかの職権に従って諸々のカウンティ憲章、カウンティ法若しくは地方法を採択し、修正し若しくは廃止するカウンティの権限に影響を及ぼすことにもない。
3. 本カウンティ憲章は自由に解釈されねばならない。この中で授与される諸権限は一般若しくは特別法のその外のあらゆる規定によりカウンティに授与されたその外のあらゆる権限に追加され、諸々の憲章、行政法典、特別法、若しくは地方法に限られないものを含む。これにより認められる任意の手続は適法に採択されて今現在有効な州議会のいずれかの一般若しくは特別法、憲章、行政法典若しくは地方法により認められたいずれかのその外の手続を排除したり若しくは禁止したりするとは見なされない。
4. 全ての現行の州法、カウンティ法、地方法及びその他の法律乃至命令は、法律の効果を有する諸々の憲章、行政法典及び特別法を含めて、適法に修正され、一部改正され、置き換えられ若しくは廃止されるまでは効力を持続する。
5. カウンティ憲章法の規定のいずれかが不明瞭でそのカウンティへの適用には推敲が必要な場合には、管理者委員会は本節の諸規定と抵触しない地方法においてこの規定を説明できる。何らかの疑念が本節には定められていない憲章法への変転に関して生ずる場合には、管理者委員会は本節の諸規定と抵触しない地方法によりこの変転を定めることができる。

6.このカウンティ憲章法のいずれかの規定が審理の管轄権を有するいずれかの裁判所により無効であると判決されるとしても、この判決はその残りの部分には影響はなく、減損せず若しくは無効にすることもなく、且つその運用ではこの判決がその中に表現されている論議に直接含まれる特定の規定に限られる。

第2部 シティ憲章改正

第36節 憲章委員会により提案される新乃至改正シティ憲章採択の諸規定。

第37節 請願により発議されるシティ憲章修正若しくは新憲章採択の諸規定。

第36節 憲章委員会により提案される新乃至改正シティ憲章採択の諸規定。

- 1.新乃至改正シティ憲章を定める地方法も本節の諸規定に従っていずれのシティでも採択できる。
- 2.立法機関は(a)新乃至改正シティ憲章の草案を作成する委員会の設置、又は(b)このシティの有権者たちへの一般若しくは特別選挙での以下の設問の付託を定める地方法を採択できる：「今年の……地方法番号……により提案されるところの新乃至改正シティ憲章の草案を作成する委員会があるべきか？」この設問はこの地方法に定められるような委員会の構成も明記できる。この選挙はこの地方法採択後60日以内に執行されなければならない。この地方法はこの委員会の委員数を決める方法を確定するか若しくは規定して委員たちが選挙されるのか若しくは任命されるのか、又は一部が選挙されて一部が任命されるのかを決定しなければならない。同法は任命される委員たちの任命方法、選挙される委員たちの選挙される方法並びに選挙される委員たちがシティ全体でか若しくはこの地方法に定められた地区ごとに選挙されるのかいずれかをも定めなければならない。設問がそのようにして付託される場合に、委員会の選挙される委員たちがいれば設問が付託される選挙で選出されることもある。それに投票するこのシティの有資格の有権者たちの過半数の票で肯定される場合は、その委員会に選出若しくは任命された憲章委員会の委員たちはこのシティの憲章委員会となるが、但し同じ選挙で憲章委員会を設置する提案が一件以上この承認を得る場合には最多数の肯定票を得ている提案だけが採択されたと見なされる。
- 3.新乃至改正シティ憲章の草案を作成する委員会の創設のための地方法も以下の方法で採択できる：この地方自治体の有資格の有権者たちは、その直近の一般選挙においてそこで投票するための登録がされ、このシティでの直近の知事選挙における知事に投じられた投票総数の少なくとも15%に相当する数か、若しくは4万5000人の少ない方で、このシティのための新乃至改正憲章の草案を作成する委員会の創設のために提案された地方法のこのシティの有権者たちへの付託を求める請願をシティ書記の執務室に整理保存することができるし、又この請願が法律の必要条件に全て合致していると分かれば、そのシティの立法機関はこの請願の整理保存後60日以内にそこで執行される次の一般選挙でこのシティの有権者たちにこの地方法を付託しなければならない。この提案され

る地方法はこの委員会の委員数を決める方法を確定するか規定するかしてその構成を定める。同法はこの委員全員か若しくは誰かを指名できるしその全員か若しくは誰かの選挙若しくは任命を規定できる。同法は任命制委員たちの任命方法並びに公選制委員たちの選挙の時期及び方法を規定する。同法は公選制委員たちがシティ全体からか若しくはこの地方法に定められた各地区で選出されるかも決めなければならない。この請願は請願に関する第 24 節の諸規定に合致しなければならない。同法は本節に定められたところのシティ書記により検証されて報告されるし、それに対する異議申立は本節に定められたとおりに上級裁判所により処理される。シティ書記はこの提案された地方法をそれが付託されるべき、この委員会の提案された構成を含む形でこの選挙の告示を公表する役目を負わされている選挙管理所官吏員に移送する。これらの請願の二つ乃至それ以上が別々に提案された地方法の付託を準備して整理保存される場合には、シティ書記はこれらの請願のそれぞれをそれらの請願の保存整理の時期の順序で番号を示す。この提案された地方法がそれについて投票するこのシティの有資格の投票者たちの過半数の肯定票を得る場合には、この地方法に指名されたか、又はその中で定められたとおりに選出若しくは任命された憲章委員会の委員たちは、このシティの憲章委員会となるが、但し同じ選挙で憲章委員会を設置する提案が一件以上それについて投票するこのシティの有資格の有権者たちの過半数の肯定票を得る場合には最多数の肯定票を得ている提案だけが採択されたと見なされてこの地方法に指名されたか、又はその中で定められたとおりに選出若しくは任命された憲章委員会の委員たちがこのシティの憲章委員会となる場合はこの限りでない。

4. 新乃至改正シティ憲章の草案を作成する憲章委員会はどのシティの市長も創設できる。この委員会は 9 人以下ではなく 15 人以上ではない委員たちで構成されその全員がシティの居住者でなければならない。この委員会への最初の任命は市長により委員会を構成する委員たちの人数、及び氏名を明記した任命証書によりなされ、この証書は直ちに書記の手元で整理保存される。委員長、副委員長及び事務長は市長により委員会の委員たちの中から指名される。この委員会若しくはその吏員たちの職の欠員は市長により補充される。
5. (a) 本節に従って創設されるシティの憲章委員会はこのシティの憲章全体を検証してこのシティの提案される新乃至改正シティ憲章の草案を準備する。その委員会が現行の憲章の一部を変えないままにしておくと決めても、同委員会は一つ乃至それ以上の修正の中で残りの部分の改正を提案できる。この場合には同委員会はその諸提案を添えて公表し、その中ではっきりとこの不変部分に言及してこの部分が変えられないままとなったその決定を説明する。提案される憲章若しくはこれらの修正は、本法の諸規定の認める地方法により制定されるか若しくは影響さるような諸規定を含むか若しくはそのような結果をもたらさるし、又本法の第 10 節小項目 4 の段落(c)の諸規定に従ってこのシティの完璧な憲章を制定するか若しくは現行憲章に適切な諸修正を施すのに必要と思われるこのシティの現行憲章の諸規定を、それらの中に提案される新乃

至改正憲章の中のその外の諸規定と相関させて調整するのが適切と思われるような諸規定が憲章の現行憲章中に見付けられる見出しの及び表題、条、章、節、小項目の番号付けにおける変更と併せて、又これらの諸規定の意味を明確にしてこれらの諸規定に含まれるいずれかの権限若しくは職権を提案される新乃至改正憲章の中に定められたシティの吏員の誰かに授与するのが望ましいと思われるようなこれらの諸規定の原文における変更と併せて、含めることができる。

- (b)この新憲章乃至諸修正は仕上げられると憲章委員会が創設されて組織された後の2回目の一般選挙よりは遅くない有権者たちへの付託に間にある時期にシティ書記の執務室に整理保存される。地方法若しくは委員会を創設する証書又はこの規定がそこがない場合は、憲章委員会が、それが適切と思われる提案された憲章の諸規定乃至諸修正に関する出版物その他の広報、及びシティ書記の執務室へのその整理保存後60日より早くなく上述の60日以内には行われない次の一般選挙よりは遅くない時期に執行される一般若しくは特別選挙でのシティの有権者たちへのその付託を定めるが、但しこの一般選挙が上述の整理保存後90日以内に行われる場合には提案された憲章乃至諸修正がこの一般選挙に付託されるのが要件となる。この選挙では提案された新憲章が単独提案として付託される場合にはシティの有資格の有権者たちに以下のような設問が付託される：「シティ憲章委員会により提案された新シティ憲章は採択されるべきか？」但し憲章委員会はその提案された憲章が現行憲章の相応部分がこれらの部分の一つ乃至それ以上が採択されなくても有効のまま残るように整理された二つ乃至それ以上の部分の形で付託されることを要求できるし、又は新憲章の代わりに一つ乃至それ以上の修正の形で現行憲章の改正を付託できるし、又選択的諸憲章若しくは諸修正若しくは採択されれば提案された憲章乃至修正の指定された諸部分に置き換えられる選択的諸規定を付託することもできる。この場合には憲章委員会は付託されるべき設問の形を定め、それらの承認の効果をはっきり指摘するものにしなければならない。
- (c)何らかの比例代表制による公選制吏員たち全ての選挙の規定は本節の諸規定の下ではこれらの吏員たちの選挙のためのこのような制度の採択に関する限定された設問が単独の設問として付託されていて単独に同じ選挙でそれについて投票する有資格の有権者たちの過半数の肯定票により承認されない限り施行されない。
- (d)憲章委員会により付託されたいずれかの設問がそれについて投票するシティの有資格の有権者たちの過半数の肯定票を得る場合には、それにより付託された提案はそれに明記されたとおりに発効してそのようにして提案された新憲章若しくは現行憲章への修正乃至諸修正はそこに定められたとおりに実施される；但し同じ選挙で有権者たちにより承認された二つ乃至それ以上の提案の間に相克がある場合に最大の肯定票を得ている提案がその相克の範囲でのみ優位となるときはこの限りでない。
- (e)いずれかの設問乃至諸設問がシティの有資格の有権者たちに憲章委員会により本節に従って若しくは付託されるいずれかの選挙では、又はその後60日以内には、この

憲章委員会が本節の小項目 4 に従って創設された場合にはその外の設問乃至諸設問がいずれかの地方法、条例、決議若しくは請願に従ってこれらの投票者たちに付託されたり若しくは投票されたりしてはならないし、又もう一つ別の憲章委員会が別に創設されていた場合にこのような委員会によるものを除き、このような外の設問乃至諸設問が本小項目の段落(g)に定められたようなもの以外の新シティ憲章の採択、シティ憲章の修正、憲章改正、新乃至改正シティ憲章の草案を作成する委員会の創設、又はシティのいずれかの公選制吏員の職能、権限若しくは職務を含むか又はそれに直接乃至間接に関係している場合以外は、このような外の設問乃至諸設問は付託されてはならない。

(f) 憲章委員会が本節の諸規定により存在している間は、地方立法機関は一般選挙でを除いて小項目(e)に明記された設問のいずれをも有権者に付託してはならない

(g) 本法の第 37 節の諸規定に従って付託される提案される地方法が憲章委員会により付託される設問乃至諸設問がそこでそれについて投票されるべき一般選挙で付託された場合には、この地方法はこの選挙では付託されず、次の年度の一般選挙で、後者の選挙で投票される可能性のあるその外の諸設問とは関係なく且つこの表題の規定と抵触する何らかの規定があったとしても付託される。

6. 本節により創設される憲章委員会は以下の諸規定にも従う：

(a) 委員会の委員たちはその勤務に対するいかなる報酬も受け取ってはならないが、その職務の遂行に当たり生ずる実際且つ必要な経費に対しては弁償される。

(b) 委員会は必要とする雇員及び顧問を任命して随意に解職できるし彼らの俸給を確定できるし、且つ業務、設備、若しくは資金を受け入れることができるし、その目的のために同じものを使用乃至消費できる。委員会の要請に基づき、市長又は市支配人を有するシティでは市支配人がシティのいずれかの委員会、機関、吏員乃至雇員に対し委員会に協力し、支援し、助言し、設備、資材乃至資料を提供し及び貢献をするように命ずることができる。

(c) 憲章委員会の支援のための特定支出をするいずれかの他の権限の下での行為に加えて、シティの特定支出所管吏員たちは、委員会の要請に基づき、この委員会に対してその費用を支払う必要のあるような金額乃至合計額に特定支出をする権限を有するし、且つ特定支出をする機関乃至諸機関が委員会の要求から 45 日以内にこの金額乃至合計額を支給する肯定的な行為を取られない場合は、そのシティの市長はシティの会計所管吏員乃至吏員たちに提出される証明書により彼により明記されたとおりの債務及び経費を、但しそのようにして請求された金額乃至合計額内で委員会に認める権限を有し、それらはシティに対する請求金額であり且つシティの特定支出所管吏員たちにより清算されて支払われることになる。

(d) いずれかの一般法、特別法若しくは地方法、条例乃至シティ憲章の諸規定があったとしても、何人も他にいずれかの公職乃至公雇用に就いている理由で委員会の委員、雇員、若しくは顧問として勤務する資格を失わされることがあってはならないし、

- 又この取決めに従った任命の理由でいずれかの公職乃至公雇用を失ってはならない。
- (e)委員会の委員たちの任期は委員会により準備された提案された新憲章乃至憲章の諸修正がシティの有資格の有権者たちに付託された選挙当日か、又はこれらのいかなる設問もその時点で付託されていない場合には委員会の組織を追求する次回の一般選挙の当日に終了する。
- (f)同委員会は公聴会を実施しなければならない。委員会はこの公聴会をそれが必要と思われるような時期及びシティ内の各所で実施する。委員会は個人の意見聴取も実施し、証言を採用し、証人を召喚し及び著書、論文及び記録の作製を要求する権限も有する。
- (g)一般選挙での諸設問の付託に関連のある選挙法その他のいずれかの法律の諸規定は、同じものが当てはまって本節と抵触しない限り本節の諸規定に従って付託される設問に適用される。

第 37 節 請願により発議されるシティ憲章諸修正若しくは諸新憲章採択の諸規定。

- 1.シティ憲章を修正する（但し広範囲に）若しくは新シティ憲章を準備する地方法も本節に従って採択できる。
- 2.シティの有資格の有権者たちは、このシティでの直近の知事選挙における知事に投じられた有効投票総数の少なくとも 10%に相当する数か、若しくは 3 万人のいずれか少ない方で、請願の中に十分に明らかにされているこの提案された地方法のシティの有権者たちへの付託を求める請願をシティ書記の執務室に整理保存させられる。有資格の有権者たちは、この目的のためにこのシティにおいて請願の整理保存以前の直近の一般選で投票する登録がされて有資格となったシティの有権者であると見なされる。
- 3.この地方法は、憲章に付け加えられる新たな事項を斜体か下線のいずれかで、並びにそこから消去される事項を括弧で囲むか若しくはそれに線を引いて消すかのいずれかにより明らかにしなければならない。又採択後はそのように斜体若しくは下線で明らかにされた事項は憲章の中で通常の形式で述べられ、又括弧で囲むか若しくはそれに線を引いて消すかされた事項は削除できる；但し実際に取り替えられるいずれかの憲章の規定をそのようにして明らかにできなかったとしてもその修正若しくは新憲章乃至そのいずれかの部分は無効となることはない。
- 4.この地方法はそれにより提案される憲章修正若しくは新憲章と抵触するいずれかの地方法、又は地方法により修正できる州法のいずれかの抵触する規定を修正し、廃止し若しくはそれに置き換えられることができるが、その場合には同法はそのようにして影響を受ける州法か地方法のいずれかの法番号、制定年、節、小項目乃至その他の部分を明らかにしなければならない。この地方法は本法の第 36 節小項目 4 の段落(a)に定められたところの諸規定も含めることができる。
- 5.この請願は請願に関する本法第 34 節の諸規定に従わなければならない。その請願はここに定められたとおりシティ書記により検証されて報告され、又それへの異議申立はこ

の節により定められたとおり上級裁判所により処理される。加えて、シティ書記は、その請願が法律の必要条件の全てを満たしているとか若しくは満たしていないとするその証明書を立法機関に移送すると同時に、この証明書の写しを請願を提出した者に移送し、又書記が請願が必要条件の全てを満たしていないと認定する場合には、この証明書の中でどの点において満たしていないかを明白に述べなければならない。彼が合法的な署名数が足りないと認定する場合には、無効と判明した署名数及びこの無効の理由に関する説明を立法機関が入手できるようにしなければならないし、又同じ情報を請願を提出した者が入手できるようにしてそれを請願及びそれについての乃至はそれに関する裁定の書記の注釈と一緒にその執務室における公式記録の問題にしなければならない。請願が法律の必要条件の全てを満たしていないとする書記による認定は上級裁判所での訴訟手続で争える。

6. シティ書記がその請願が十分と判定すると否とにかかわらず、この提案された地方法を直ちに立法機関に移送しなければならない。提案された地方法が本法の乃至はシティ憲章の諸規定により義務的住民投票を必要としないようなものである場合には、この立法機関は本法の第3条に従ってそれを自らの法律として採択できる。義務的住民投票が必要な場合には、立法機関はそれを付託する投票の後少なくとも60日以内に行われる次の一般選挙でシティの有権者たちにそれを付託できる。
7. 但しこのような請願が法律の必要条件の全てに合致していてその保存整理直後2か月の期間内に立法機関がこの地方法を変更もせずとそのとおりに採択しなかったり若しくは変更もせず前述のシティの有権者たちに付託しなかったりした場合には、当初の請願の提出後少なくとも2か月で4か月以内にシティ書記に提出されて当初の請願には署名していなかった有資格の有権者たちにより直近の知事選挙においてこのシティ内で知事に投じられた投票総数の少なくとも5%に相当するか、若しくは1万5000人のいずれか少ない方の数でその提出以前ならいつでも署名された追加の請願が、この追加の請願の提出後60日以内に執行される一般選挙でのその地方法の付託を要求できる。
8. このような追加の請願は当初の請願のための小項目5の必要条件に従ってシティ書記がそれが彼の手元に整理保存された後20日以内にその妥当性に関するその証明書を提出する以外は当初の請願と同じ方法でシティ書記により又上級裁判所により処理される。
9. 法律の必要条件を全て満たしているこのような追加の請願の提出によりそのようにして要求されるときは、シティ書記はこの提案された地方法をこの選挙の告示を公示する職務を担っている選挙管理所官吏たちに提出される予定の形で移送するし、又立法機関はそれについての適当な出版物及び利害関係のある有権者たちの参考のためのそれに関する広報を用意する。この選挙で投票に付されるべきこのような提案された地方法が一つ以上ある場合には、この提案されたそれぞれの地方法は個別に一連番号が付される。
10. 本節の諸規定により有権者たちに付託されるいずれかの憲章修正若しくは新憲章を支

持するか若しくは反対するために組織される政治的な委員会はどれも設問がそこで付託される選挙で奉仕する立会人たち及び異議申立人たちを指名する政党同様の権利を有する。

11. 金銭の支出を必要とする提案された地方法に対するこのような請願は、この提案された地方法の一部として、この提案された支出に十分見合う資金及び収入を供給する案が提出されて初めて本節の目的にシティ書記により十分なものと認定されるか又は実施される。この制限は、新憲章を採択するか若しくはシティ政府の諸機能、若しくはその一部を改組して、この改組が新しい職の創設を含むと否とにかかわらずこの改組によりシティ政府の支出に見合う必要な資金を供給する正常な予算手続を部分的乃至全面的に当てにする地方法の提出を妨げるものではないが、但しこの改組がこれまでは必要としなかった特定の俸給若しくは特定の金額の支出を必要としないことだけが要件となる。
12. 金銭の支出を必要とする本節の諸規定により付託される憲章修正若しくは新憲章は、シティ予算が修正若しくは新憲章の採択後に用意されて採択される前にこの支出に関して発効しない。
13. いずれかのこの提案された地方法がそれについて投票するこのシティの有資格の有権者の過半数の肯定票を得る場合に、それに定められたとおり発効するが、但し同じ選挙で採択された二つ乃至それ以上の地方法間に相克がある場合に最大の肯定票を得た地方法がその相克の範囲でのみ優位となる。

第3部 州の支援——カウンティ——シティ

第38節 カウンティ及びシティ憲章新設及び改正のための州の費用弁償を獲得する諸規定。

第38節 カウンティ及びシティ憲章新設及び改正のための州の費用弁償を獲得する諸規定。

1. 州議会の結論及び目的。

州議会は近代化されたカウンティ及びシティの政府の発展がそれらの政府が州の市民たちの健康及び福祉を提供する州計画の実施を求められ、多くの場合金銭上の信用のある州の援助の受領者である程度に、州の諸目的を実施する必要がある望ましいということに気が付く。カウンティ及びシティ政府が一層効率的、一層効果的且つ住民の需要に一層応答的となるようにと本条に定められるようなカウンティ及びシティ両方のレベルでの憲章統治の展開及び改正を奨励し促進するために、州の財政援助が諸カウンティ及び憲章の経費に対して本節で定められた方法で且つ諸条件に従って与えられる。

2. 職権の授与。

地方政府庁は、その首長、乃至その正式の授権された吏員たち及び雇傭員たちにより又通じて、そのための特定支出の範囲内で、諸カウンティ若しくは諸シティにより行われる本節で明示された授権憲章の経費の弁済のために、州の資金の補助金を管理し、実施し承認する。地方政府庁は、本節によりその諸々の職能、権限及び職務の遂行に必要と

なりそうな諸々の規則、規制及び指針を採択し、修正し及び廃止する。地方政府庁は、人口規模、憲章研究の緊急性、本条の目的遂行のための資金の需要、並びに極めて効率的にその資金を使用する自治体の潜在能力といったような諸要素を考慮して、自治体間の公正な補助金の配分を極めて念入りに提供するような方法での適用に従ってきた自治体間に本条により補助金を割り当てる。

3. 授権憲章支出。

本節の目的として「授権憲章支出」は、必要に応じてカウンティ若しくはシティの統治機関により本条の第 33 節及び第 36 節に定められているところの一般若しくは特別選挙で有権者たちへの付託のために採択され、且つ地方政府庁により提案された憲章法の創設及び展開のために公布された諸法令によりその支出がなおさら必要且つ適当と思われる提案された新乃至改正シティ憲章を準備する提案された憲章法若しくは提案された地方法の準備に当たりカウンティ若しくはシティにより最初に支払われるそれらの支出を意味する。

地方統治機関により憲章研究のためと明示されず且つ地方政府庁により承認されていない諸経費は「授権憲章支出」とは見なされない。

4. 弁済の限界。

州の弁済は本節により授権憲章支出のために以下の場合に認められる：

(a) 州のいずれかの一会計年度においてカウンティ若しくはシティに対して 2 万 5000 ドルの限度までの授権憲章支出の経費の 40% まで。

(b) いずれのカウンティ若しくはシティも本節による弁済の受領に続く 10 年の期間は授権憲章支出の弁済を求める資格はない。

{第 39 節欠如}

第 5 条 地方自治体のその財産、事務若しくは統治に関する特別法の制定要請

第 40 節 地方自治体のその財産、事務若しくは統治に関する特別法の制定要請。

第 40 節 地方自治体のその財産、事務若しくは統治に関する特別法の制定要請。

カウンティの場合は一人の場合は公選制若しくは任命制の主席行政官、そうでない場合は管理者委員会の議長、シティ若しくはヴィレッジの場合は市長・ヴィレッジ長又タウンの場合は管理者がこういった地方自治体の立法機関の同意を得て、又はこういった最高執行責任者の承認なしに全投票権者の 3 分の 2 の票により立法機関が、無条件に全カウンティ、シティ内に完全に包含されているもの以外の全カウンティ、全シティ、全タウン若しくは全ヴィレッジに、必要に応じて事実上等しく適用するこういった地方自治体の財産、事務若しくは統治に関する特別法案を可決するよう州議会に要請できる。このような要請は同じ法案により影響を受ける二つ乃至それ以上の地方自治体により別々に行える。この

ような要請は全て州議会によるこの法案の可決の必要性があることを明らかにしてこの必要性を立証する事実を列記しなければならない。要請の形式及び州議会へのその伝達方法は州議会法の第3条-Aに従って上院及び下院の一致した決議により公布された諸規則に従わなければならない。この要請の採択に際して州議会は地方法の採択に関する本法の第20節小項目1の諸規定の適用を受ける。この要請に従って州議会により可決される法律の適法性は要請において主張された必要性が存在していなかったとか若しくは列記された事実によっては適切に立証されなかったという根拠に基づく裁判所による審査に服することはない。

{第41～49節欠如}

第6条 立法の趣旨；解釈；施行日

第50節 立法の趣旨。

第51節 自由な解釈。

第52節 司法公告。

第53節 含意による廃止不可。

第54節 無制限の特定権限授与。

第55節 一部の憲法違反の影響。

第56節 存続する現行諸憲章及びその他の諸法律。

第57節 州議会の一定の諸法律の効力。

第58節 廃止される諸法律。

第59節 発効時期。

第50節 立法の趣旨。

1. 州議会の意図は、本法により、憲法第9条及び地方自治体法の諸規定を実行に移すことを定めて地方自治体が本条の諸条件及び精神により授与される諸権限を十分且つ完璧に行使するために諸々の地方法を採択し及び修正できるようにすることにある。
2. 本法により、一シティに完全に包含されてはいない全てのカウンティ管理者委員会、全てのシティの長老評議会、庶民議会、議会、委員会乃至その他の委員会若しくは機関、全てのタウンのタウン委員会及び全てのヴィレッジ理事会に、現在法律により授与されている全ての権利、特権、権限及び管轄権がこういった権利、特権、権限若しくは管轄権が法律により廃止され、移管され、若しくは変更されないうちは留保される。
3. 州議会の意図は、本法により、これまでいずれかの地方自治体にか若しくはそのいずれかの委員会、機関若しくは吏員に授与されるか若しくは委任されていた何らかの権利、特権、権限若しくは管轄権を、反対の意向が本法の明確な諸規定から若しくはそれからの必然的な真意解釈によりはっきりと明示されない限り廃止したり若しくは縮小したりすること、又地方自治体の財産、事務若しくは統治に関係がある事項から区別され

るような地方自治体の財産、事務若しくは統治以外の事項を規制する諸法律を可決する州議会の権限を制限することにはない。

第 51 節 自由な解釈。

本法は自由に解釈されなければならない。本法で授与される諸権限は法律の他の諸規定により地方自治体に授与された全てのその外の諸権限に追加される。本法により認められる寛容な手続は適法に採択されたいずれかの州法、憲章若しくは地方法により認められたいずれかのその他の手続の使用を排除したり乃至は禁止したりするとは見なされず、それに対する代替案と見なされる。

第 52 節 司法公告。

裁判所は本法に従って採択される全ての地方法の及び規則並びに規制の司法公告を行う。

第 53 節 含意による廃止不可。

いずれかの現行の法律の規定を含意により廃止するのは本法の意図するところではないし、いかなる法律もその中に明白に定められない限り本法により廃止されるとは考えられない。

第 54 節 無制限の特定権限授与。

本法による一つ乃至それ以上の地方自治体への特定の権限の授与は、本法による同じか若しくはいずれか別の地方自治体への一般的な授与の意義を制限するような、又はこの一般的な授与に含まれるその他の諸権限を排除するような働きはしない。

第 55 節 一部の憲法違反の影響。

本法の文節、文章、段落、節乃至部分が審理管轄権を有するいずれかの裁判所により無効であると判決されるとしても、この判決はその残りの部分には影響はなく、減損せず若しくは無効にすることもなく、且つその運用ではこの判決がその中に表現されている論議に直接含まれる本法の文節、文章、段落、節乃至部分に限られる。

第 56 節 存続する現行諸憲章及びその他の諸法律。

1. 本法により明確に廃止されてはいない諸々の法律、憲章及び地方法の現行の適法な諸規定は全て適法に廃止され、修正され、一部修正され若しくは置き換えられるまでは効力を存続する。
2. いずれかの法律、条例、決議、規則、規制若しくは記録文書の中の、本法により廃止され、本法施行時には有効だったシティホームルール法、ヴィレッジホームルール法、カウンティ法第 6 条乃至第 6 条-a、又はタウン法第 51 条-a から第 51 条-f のいずれかの規定への言及は、本法により存続され、部分修正され若しくは修正されたところの自治体ホームルール法の相応する規定乃至諸規定に言及するものと見なされ解される。

第 57 節 州議会の一定の諸法律の効力。

1. 形式上シティホームルール法、ヴィレッジホームルール法、カウンティ法第 6 条乃至第 6 条-a、又はタウン法第 51 条-a から第 51 条-f のいずれかの規定乃至諸規定を修正するか若しくは廃止するか又は修正若しくは廃止を意味し、1964 年 1 月 1 日直前に発効した 1963 年の州法は、必要に応じて、本法に含まれるような法律、箇条若しくは節の相応する規定乃至諸規定を全面的に若しくは部分的に修正若しくは廃止すると見なされ解される。
2. シティホームルール法、ヴィレッジホームルール法、カウンティ法第 6 条乃至第 6 条-a、又はタウン法第 51 条-a から第 51 条-f に法律の新たな節、小項目若しくはその他の規定を加えるか、又は加えることを意図し、1964 年 1 月 1 日直前に発効した 1963 年の州法は、本法に加えられていると見なされ解され、その文脈に従って同じものがわざわざ本法の言葉で加えられたかのごとく完全に実施され、本法の相応する規定乃至諸規定に関してその効力を修正するような適所に挿入されたと見なされ解される。

第 58 節 廃止される諸法律。

本法に添付された目録に列挙された法律の内、最後の欄に明示された部分は本法により廃止される。

第 59 節 発効時期。

本法は、地方自治体のための権利章典及びホームルール権に関する新第 9 条を提案しているニューヨーク州憲法の修正が 1963 年中に執行される一般選挙で住民により承認されて批准された場合に 1964 年 1 月 1 日発効する。

最終改正：2010 年 3 月 30 日